

第1期 新冠町地域福祉計画

(計画期間:平成31年度～平成35年度)



サラブレッド大壁画

平成31年3月



新冠町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 計画の法的な位置づけ	2
(2) 地域福祉実践計画との関係	2
(3) 町の他の個別計画との関係	2
(4) 計画期間	3
3. 計画の策定体制	4
(1) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画策定委員会の共同設置	4
(2) 住民意識アンケート調査の実施	4
(3) 計画の策定経過	4

第2章 新冠町を取り巻く状況

1. 新冠町の状況	5
(1) 人口の推移	5
(2) 要介護認定者の推移	6
(3) 障がい者の推移	7
(4) 出生数の推移	7

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	8
2. 基本目標	9
3. 施策の体系	10

第4章 基本計画

1. 基本目標1「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります	11
(1) 地域共生社会の基盤づくり	12
①地域共生社会の理念の周知	12
②共生型サービスの普及	12
(2) 福祉の心を育む基盤づくり	13
①学校における福祉教育	13
②地域における福祉の心の醸成	13
③広報・啓発活動の推進	13
(3) 世代を超えた交流活動の場づくり	14
①福祉施設を拠点とした交流の推進	14
②サロン活動や通いの場を通じた交流	14
(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり	15
①自治会等地域組織への働きかけ	15
②地域の団体への参加の促進	15
2. 基本目標2「支え合い」の仕組みをつくります	16
(1) ボランティアを育成する仕組みづくり	17
①ボランティア情報の提供	17
②ボランティアの育成	17
③ボランティアセンターの機能充実	17
④ボランティア団体への活動支援	17
(2) 住民主体のサービスを育成する仕組みづくり	18
①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営	18
②町民ニーズの把握	18
③ニーズに応じたサービスの展開	18
④総合事業における住民主体の取組	18
⑤有償ボランティアの推進	18
(3) 高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり	19
①障がいのある人の働く場づくり	19
②障がい者就労施設等からの物品等の優先調達	19
③高齢者事業団の活動支援	19
④農福連携の推進	20
(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり	20
①民生委員・児童委員との連携	20
②地域の各種団体等への支援	20

(5) 必要な情報が伝わる仕組みづくり……………	21
①わかりやすくアクセスしやすい情報提供……………	21
(6) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり……………	21
①相談窓口の周知……………	21
②包括的な（丸ごと）相談支援体制……………	21
③相談機関の充実……………	22
3. 基本目標3「安心」して暮らせるまちをつくります……………	23
(1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり……………	24
①地域包括ケアシステムの構築……………	24
②地域住民による見守り活動及び見守りネットワークの構築……………	24
③権利擁護の推進……………	25
(2) 福祉人材を育成する体制づくり……………	25
①社会福祉従事者の専門性の向上及び人材の確保……………	25
(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり……………	26
①生活困窮者の把握……………	26
②生活困窮者自立支援にかかるネットワークの構築……………	26
(4) 災害時における支援体制づくり……………	27
①避難行動要支援者の把握……………	27
②避難行動要支援者の避難体制の確立……………	27
③福祉避難所の確保……………	27
第5章 計画の推進に向けて……………	28
(1) 協働による計画の推進……………	28
(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進……………	28
(3) 計画の公表……………	28
(4) 計画の検証など……………	28

資料編

- 1 住民意識アンケート集計結果
- 2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿
- 3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えた中で、高齢化・核家族化は着実に進行しています。将来的には山間部などにおいて急激な高齢化などに直面することが予想され、それに伴う要支援・要介護認定者の増加、一人暮らしをする高齢者世帯等の増加が見込まれるなか、高齢者や障がいのある人、子ども等支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

そのような中で、本町においても、町民同士がお互いに支え合う地域福祉活動の推進及び展開、地域組織やボランティアなどの体制整備、福祉教育の充実、町民の地域福祉活動の拠点整備、社会福祉協議会との連携による福祉活動の充実などがますます求められています。

この様なことから、町民一人ひとりが福祉の受け手であり支え手であるという「地域での支え合い意識」を育み、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての町民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本町の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、新たに「第1期新冠町地域福祉計画」を策定するものです。

～国の動向～

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、地域のあらゆる住民が地域の課題を自らの課題と捉え、課題を包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制の構築を推進することとされました。

厚生労働省では平成29年9月の「地域力強化検討会」における最終とりまとめを受け、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創る「地域共生社会の実現」を基本コンセプトに福祉改革を進めることとしています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

この計画は、社会福祉法第107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

なお、この計画は対象者を限定するものではなく、新冠町に暮らす全ての町民を対象とした地域の福祉活動を進める計画です。

社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉実践計画との関係

本計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画は、町内における地域福祉の課題や社会資源の状況などの認識を共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

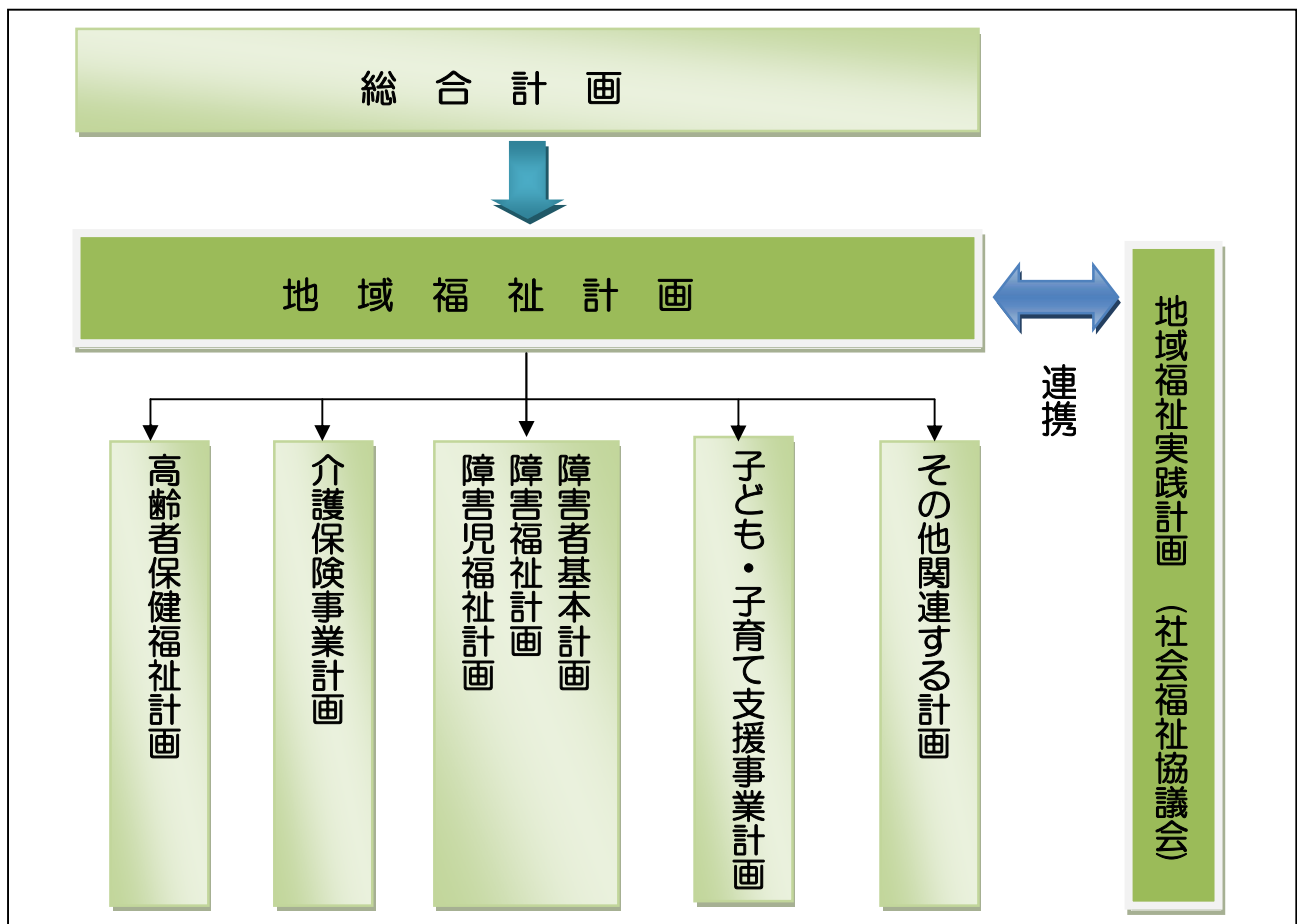
(3) 町の他の個別計画との関係

新冠町における第5次新冠町総合計画を上位計画とし、保健福祉関連部門（高齢者・障がい者・児童）の部門別計画を地域という視点で横断的につなげるとともに、部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。

【保健福祉関連部門別計画】

高 齢 者	・ 高齢者保健福祉計画	・ 介護保険事業計画	
障がい者	・ 障害者基本計画	・ 障害福祉計画	・ 障害児福祉計画
児 童	子ども・子育て支援事業計画		

【個別計画との関係】



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年度から平35年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向や、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画名(担当課・係)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
地域福祉計画(福祉係)						第 1 期計画期間(H31-35)期間5年				
地域福祉実践計画 (社会福祉協議会)	第4期計画(H26 - H30)期間5年					第5期計画(H31-35)期間5年				
総合計画(企画課)	第5次計画(H22- H31)期間 10 年						第6次総合計画 (H32 - H41) 期間 10 年			
障害福祉計画・ 障害児福祉計画(福祉係)		第4期計画(H27-H29) 期間3年			第5期計画(H30-H32)					
障害者基本計画(福祉係)	第2次計画(H24-H29)期間6年				第3次計画(H30-H35)計画期間6年					
高齢者保健福祉計画 (介護支援係)		第6期計画(H27-H29) 期間3年			第7期計画(H30-H32)					
介護保健事業計画 (日高中部広域連合)		第6期計画(H27-H29) 期間3年			第 7 期計画(H30-H32)					
子ども・子育て支援事業 計画 (町民生活課)		計画期間5年(H27-H31)					計画期間5年 (H32-H36)			

3 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画策定委員会の共同設置

地域福祉計画と地域福祉実践計画の整合性を図り、両計画をより一体的に策定するため、策定委員は両委員会を兼務すると共に、保健福祉課及び社会福祉協議会が事務局となり両委員会を合同設置いたしました。委員は、医療・保健関係者、福祉関係者、各種団体代表者、学識経験者など、11名で構成し、平成30年度において委員会を3回開催し、協議・検討を行いました。

(2) 住民意識アンケート調査の実施（調査結果は巻末資料編参照）

調査対象	16歳以上の町内に居住する500名
調査期間	平成30年8月8日～8月31日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収 ・返信用封筒同封し、郵送による回収の他、町内主要公共施設内に回収箱も設置
調査目的	地域住民の福祉に対する意識、住んでいる地域の課題、地域活動やボランティア活動への参加状況等を把握し、計画に反映することを目的に実施。
回答数	239名（回答率47.8%）

(3) 計画の策定経過

年 月	事項等	内 容
平成30年 6月25日	第1回計画策定推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉実践計画概要説明 ・アンケート調査の実施方法について
8月8日～ 8月31日	アンケート調査実施	・16歳以上の500名を対象
12月10日	第2回計画策定推進委員会	・アンケート調査の集計結果報告 ・地域福祉計画・地域福祉実践計画（骨子）協議
3月 4日	第3回計画策定推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉実践計画（素案）協議及び承認
3月8日～ 3月20日	町民意見公募 （パブリックコメント）実施	
3月末	計画書策定・製本	・公表

第2章 新冠町を取り巻く状況

1 新冠町の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は年々増加し、0～14歳の年少者及び15～64歳の生産年齢人口が占める割合は年々減少しています。

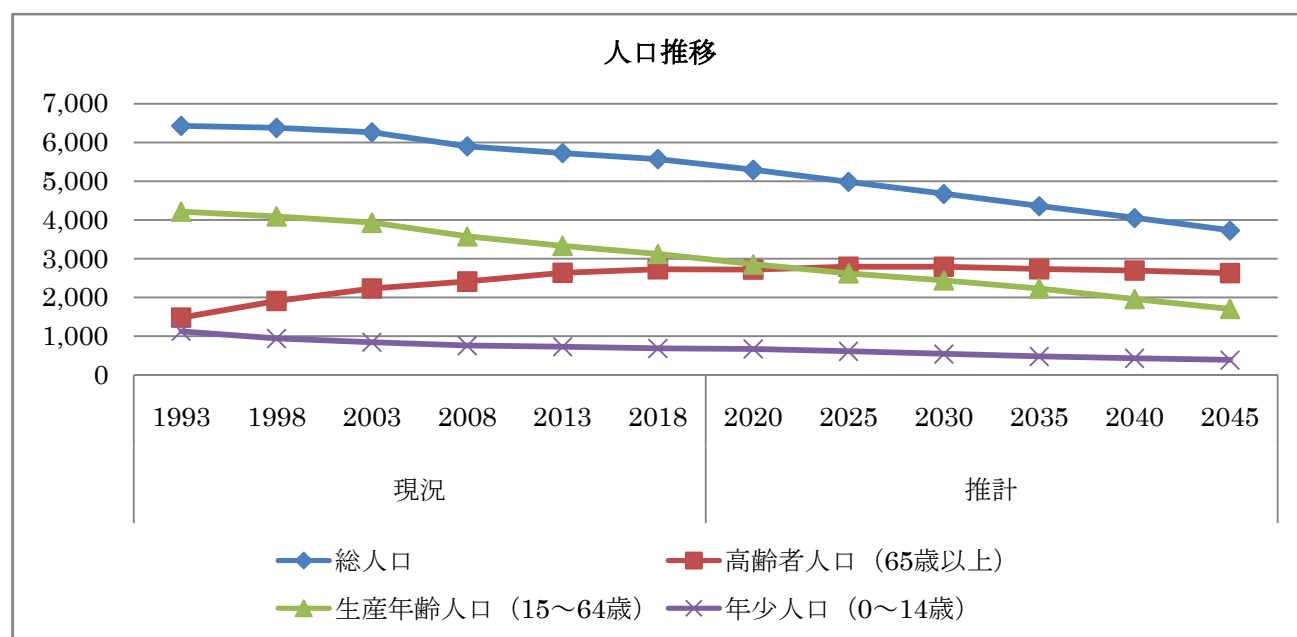
高齢者数はこれまで一貫して増加傾向にありましたが、前期高齢者（65～74歳）は2025年以降には減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）も2030年以降は減少する見込みです。しかし、総人口の減少が更に進む為、高齢化率は一貫して増加する見込みであり、2018年の高齢化率が31.7%だったものが、2045年には44.2%まで上昇し、総人口の約半数が高齢者になると推測されます。

また、人口が減少する中、世帯数が増加していることから、一世帯あたりの人数が減少し、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加が推測され、地域の支えを必要とする世帯が増加していくことが見込まれます。

	現況						推計					
	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総人口	6,428	6,377	6,265	5,901	5,726	5,571	5,293	4,983	4,671	4,357	4,049	3,729
年少人口(0～14)	1,121	937	841	758	727	683	669	608	537	474	427	383
生産年齢人口(15～64)	4,212	4,091	3,927	3,576	3,331	3,121	2,853	2,620	2,438	2,232	1,952	1,699
前期高齢者(65～)	1,095	1,349	1,497	1,567	1,668	1,767	1,771	1,755	1,696	1,651	1,670	1,647
後期高齢者(75～)	381	554	728	838	962	957	946	1,032	1,092	1,077	1,022	978
高齢者合計	1,476	1,903	2,225	2,405	2,630	2,724	2,717	2,787	2,788	2,728	2,692	2,625
高齢化率	17.0%	21.2%	23.9%	26.6%	29.1%	31.7%	33.5%	35.2%	36.3%	37.9%	41.2%	44.2%
総世帯数	2,303	2,469	2,626	2,600	2,681	2,762						

※1 推計値はH27年度国政調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による推計値（日本の地域別将来推計人口H30年推計）

※2 H25年度までは年度末数値（H30年度は11月末現在）

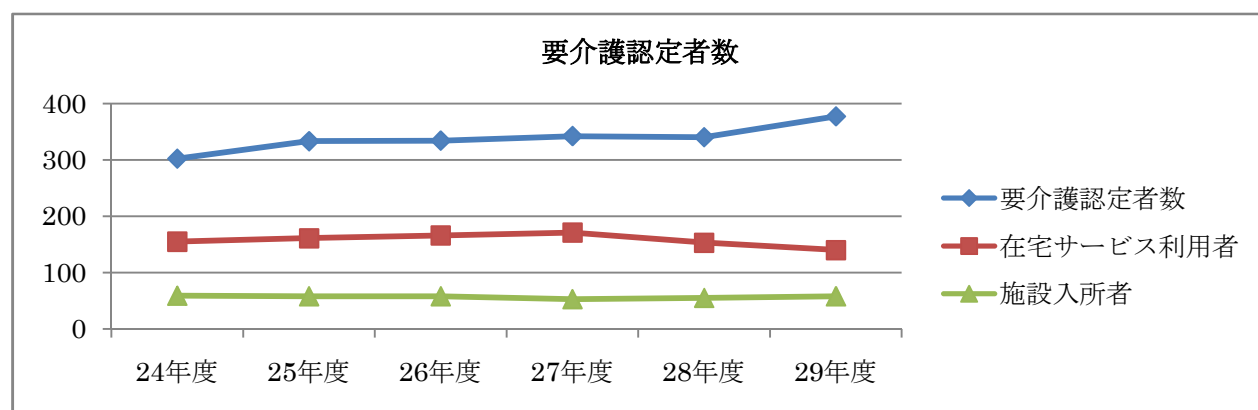


(2) 要介護認定者の推移

高齢化に伴い要介護認定者数及び要介護認定率は増加傾向にあり、特に要支援1の認定者が増加しております。

しかし、在宅介護サービスを実際に利用する方はやや減少し、施設入所者数も大きな増減なく推移しています。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
要支援1	42	52	56	54	51	85
要支援2	41	57	52	49	50	54
要介護1	61	59	52	66	71	84
要介護2	48	50	49	44	45	42
要介護3	44	43	42	48	41	40
要介護4	37	42	42	44	40	39
要介護5	29	30	41	37	42	33
合 計	302	333	334	342	340	377
1号被保険者数	1,526	1,608	1,665	1,690	1,681	1,692
要介護認定率	18.3%	19.9%	19.5%	19.7%	19.8%	22.3%
在宅サービス利用者	155	161	166	171	153	140
施設入所者	59	58	58	53	55	58
介護保険サービス利用者合計	214	219	224	224	208	198



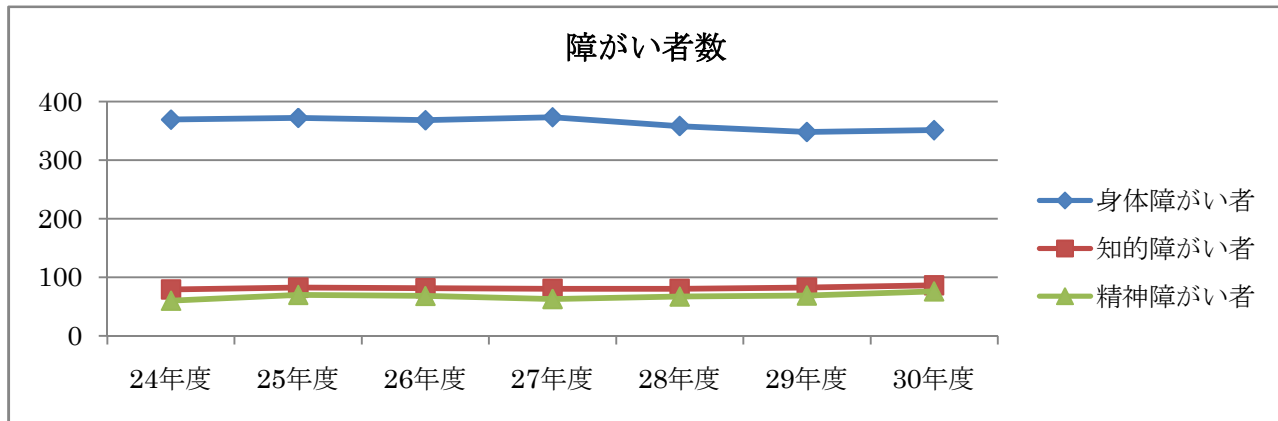
(3) 障がい者の推移

知的障がい及び精神障がいを有する方は増加傾向にあり、特に精神保健福祉手帳を新たに取得される方が増加しています。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
身体障がい者	369	372	368	373	358	348	351
知的障がい者	79	82	81	80	80	82	86
精神障がい者	60	70	68	63	67	69	76
合計	508	524	517	516	505	499	513

※各年3月31日現在(H30年度:12月末時点)

※各障害者手帳所持者(精神は自立支援医療受給者証所持者を含む)

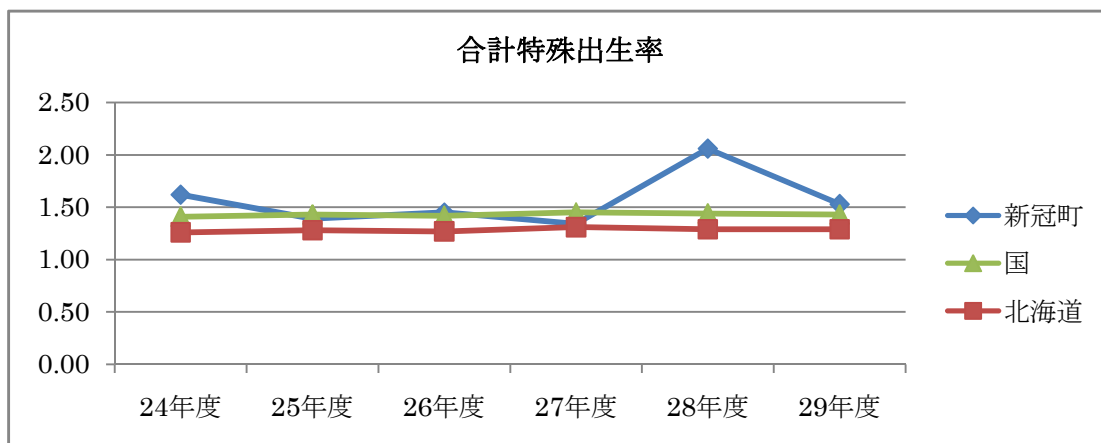


(4) 出生数の推移

本町の出生数は年度により増減がみられますが、全国的に出生数は減少傾向にあり本町も同様に推移していくことが予想されます。

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
出生数(人)		43	38	42	32	52	37
合計特殊出生率	新冠町	1.62	1.39	1.45	1.34	2.06	1.53
	北海道	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29
	国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

※合計特殊出生率:15歳～49歳までの女性が一生の間に生む子の平均数



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

家族と地域を見つめ直し、
みんながつながり支え合い、
安心して暮らせる福祉のまちをめざします。

**誰もがつながり、共に支え合い、
安心して暮らせる福祉のまち にいかっぷ**

地域には、さまざまな支援や福祉サービスを必要とする人がいます。ひとり暮らしで生活や健康に不安のある高齢者、老老介護の世帯、育児不安を抱えた子育て家庭、地域で自立生活をしている障がいのある人などさまざまです。

隣近所のつきあいや支え合いといった地域の関係は希薄になり、かつて家庭や地域が有していた介護力や子育て力は弱まり、地域のつながりや支え合いも薄れてきています。

こうした時代においては、誰もが福祉サービスを必要とする可能性があります。「福祉」は決して一部の人のための問題ではありません。

今後さらに、少子高齢化が進行し、人口が減少していく中であって、安心して地域で暮らしていくためには、公的なサービスの充実是不可欠です。これは、町や日高中部広域連合が中心となって制度の充実を図っていかねばなりません。

同時に、公的サービスだけでなく、地域住民、ボランティアなどが中心となって行う、地域の実情に合った柔軟な支援や見守りが必要となり、安全で安心して暮らせるまちを町民が自分の手でつくっていくことが求められています。

すべての町民が福祉の支え手であり、受け手であり、地域住民みんなが支え合って共に生きるという認識を持ち、町民、関係団体、行政などの協働による地域における支え合い、助け合いの精神に基づいた地域共生社会を構築し、地域の福祉力を高め、すべての町民が地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

そこで、新たに策定する第1期計画において“誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまち にいかっぷ”を基本理念とし、施策を推進していきます。

2 基本目標

“誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまち にいかっぷ ” を具体化するために、次の3つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

（１）「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

地域の支え手を育てるためには、誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、そこに住む人がお互いを知ることが大切です。このため、あいさつ運動や声かけはもとより、さまざまな交流の機会づくりを進め、ふだんからの見守りやいざといったときの身近な支援ができるような、地域のつながりを築いていきます。やさしい心と支え合いの大切さを育み、安心して暮らせる地域は、みんなが「我が事」として考え協働して一緒につくるという意識を高めます。

（２）「支え合い」の仕組みをつくります

地域住民、ボランティア、福祉関係者、学校、企業など、さまざまな形による地域福祉活動が行われています。しかし、参加は限られた人たちであり、活動している人たちの高齢化という問題もあげられています。一方、参加したいという意向をもちながらも、活動に参加する方法がわからない、地域にとけ込めない、参加機会に出会えていないという人も少なくありません。

地域福祉活動がより活発に、継続的に展開できるよう、また新たな地域課題に対し、対応できるよう、その仕組みづくりを進めます。

（３）「安心」して暮らせるまちをつくります

町民一人ひとりの健康で生きがいのある生活を地域ぐるみで支えるとともに、介護が必要になっても、障がいがあっても、ひとり暮らしであっても、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、災害時などに配慮を必要とする人の把握と支援体制の構築を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	頁
誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぴ	1「ふれあい」と「つながり」の機会をつくれます	(1) 地域共生社会の基盤づくり	12
		(2) 福祉の心を育む基盤づくり	13
		(3) 世代を超えた交流活動の場づくり	14
		(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり	15
	2「支え合い」の仕組みをつくれます	(1) ボランティアを育成する仕組みづくり	17
		(2) 住民主体のサービスを育成する仕組みづくり	18
		(3) 高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり	19
		(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり	20
		(5) 必要な情報が伝わる仕組みづくり	21
		(6) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり	21
	3「安心」して暮らせるまちをつくれます	(1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり	24
		(2) 福祉人材を育成する体制づくり	25
		(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり	26
		(4) 災害時における支援体制づくり	27

第4章 基本計画

1 基本目標1

基本目標1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

(1) 地域共生社会の基盤づくり

- ①地域共生社会の理念の周知
- ②共生型サービスの普及

(2) 福祉の心を育む基盤づくり

- ①学校における福祉教育
- ②地域における福祉の心の醸成
- ③広報・啓発活動の推進

(3) 世代を超えた交流活動の場づくり

- ①福祉施設を拠点とした交流の推進
- ②サロン活動や通いの場を通じた交流

(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり

- ①自治会等地域組織への働きかけ
- ②地域の団体への参加の促進

基本目標1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

施策の方向（１）

『地域共生社会の基盤づくり』

①地域共生社会の理念の周知	【取組の主体】
年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が「自助」や「互助」の重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解するように、「地域共生」の理念を、さまざまな機会を利用して周知していきます。	・町 ・社会福祉協議会
②共生型サービスの普及	【取組の主体】
平成３０年度より、介護保険法及び障害者総合支援法の両制度に「共生型サービス」が創設されたことにより、介護保険法又は障害者総合支援法のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなりました。共生型サービスの普及により、障がい者が６５歳になっても、通い慣れた事業所での利用が継続できるなど、利用者の選択肢が広がると共に、限られた福祉人材を地域で効率良く活用することも可能となります。 新冠町においては、まだ共生型サービスの指定事業所はありませんが、今後これらのサービスの普及に努めていきます。	・町（保健福祉課） ・日高中部広域連合

施策の方向（２）

『福祉の心を育む基盤づくり』

①学校における福祉教育	【取組の主体】				
小学校での総合的な学習の一環として、社会福祉協議会と町が協働して実施している「高齢者・障がい者疑似体験教室」や「認知症サポーター養成講座」について今後も継続し実施することで、児童生徒の福祉の心を育んでいきます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会				
<table border="1"> <tr> <td></td><td>平成29年度</td></tr> <tr> <td>小学校における福祉教育開催数</td><td>1回</td></tr> </table>		平成29年度	小学校における福祉教育開催数	1回	
	平成29年度				
小学校における福祉教育開催数	1回				
②地域における福祉の心の醸成	【取組の主体】				
自治会をはじめ、老人クラブ、子ども会など、地域の中で強いつながりを持つ組織を通して福祉意識を高めていきます。	・自治会 ・老人クラブ ・子ども会				
③広報・啓発活動の推進	【取組の主体】				
町の広報・町政事務委託文書・HP・フェイスブック、及び「社協だより」を通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉意識を高めていきます。また、地域における具体的な取組や活動ができるだけ多くの町民に伝わるよう、地域活動の「見える化」を促進します。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会				

施策の方向（３）

『世代を超えた交流活動の場づくり』

①福祉施設を拠点とした交流の推進	【取組の主体】
平成２８年４月の社会福祉法改正により社会福祉法人には地域における公益的な取組の実施について期待されています。これにより、福祉施設を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、各施設の特徴を生かした交流活動を支援していきます。 ・社会福祉法人新冠ほくと園「サポートセンターえましか」では、高齢者や障がいのある方、子どもが自然な形で人とふれあう多世代交流を目的とした、ふれあい事業を通じ地域住民がつながり、お互いが支え合える関係づくりを目指した地域貢献活動を実践しています。 ・社会福祉法人「ふくろう会」及びNPO法人「みんなの家ひだまり」では、高齢者の介護予防を目的とした「いきいき１００歳体操」を高齢者の通いの場として運営しています。	・福祉施設 （社会福祉法人） （NPO 法人）

②サロン活動や通いの場を通じた交流	【取組の主体】						
現在、地域の高齢者が主体的に集まり健康増進のため活動している「いきいき１００歳体操」が通いの場として町内９カ所で実施されています。 また、「サポートセンターえましか」では認知症の方とその家族が気軽につどい交流できる「認知症カフェ」を保健福祉課の認知症地域支援推進員も関わり定期的に開催しています。これらの活動が今後もより多くの地域に広まり、多くの町民の参加が得られるよう、地域への働きかけ、立ち上げのための情報、ノウハウの提供等の支援を行っていきます。	・町（保健福祉課） ・福祉施設 （社会福祉法人） （NPO 法人） ・地域住民						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成２９年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症カフェ設置箇所数</td><td>１箇所</td></tr> <tr> <td>通いの場（１００歳体操）設置箇所数</td><td>８箇所</td></tr> </tbody> </table>			平成２９年度	認知症カフェ設置箇所数	１箇所	通いの場（１００歳体操）設置箇所数	８箇所
	平成２９年度						
認知症カフェ設置箇所数	１箇所						
通いの場（１００歳体操）設置箇所数	８箇所						

施策の方向（４）

『地域における福祉活動への参加のきっかけづくり』

①自治会等地域組織への働きかけ	【取組の主体】
自治会の理解と協力は、身近な地域での地域福祉活動を進める上で非常に大きな推進力となります。各自治会において、地域の福祉に関するテーマが取り上げられ、地域福祉の必要性、地域福祉活動への理解が得られるよう、自治会長等と情報共有を図りながら働きかけを行います。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・自治会
②地域の団体への参加の促進	【取組の主体】
老人クラブ、身体障害者福祉協会等は団体として福祉活動や啓発活動及び福祉に関するイベント等に参加しています。これらの団体は地域を支える貴重な社会資源であることから、団体への加入を促進していきます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・老人クラブ ・身体障害者福祉協会

基本目標2 「支え合い」の仕組みをつくります

(1) ボランティアを育成する仕組みづくり

- ①ボランティア情報の提供
- ②ボランティアの育成
- ③ボランティアセンターの機能充実
- ④ボランティア団体への活動支援

(2) 住民主体のサービスを育成する仕組みづくり

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営
- ②住民ニーズの把握
- ③ニーズに応じたサービスの展開
- ④総合事業における住民主体の取組
- ⑤有償ボランティアの推進

(3) 高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり

- ①障がいのある人の働く場づくり
- ②障がい者就労施設等からの物品等の優先調達
- ③高齢者事業団の活動支援
- ④農福連携の推進

(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり

- ①民生委員・児童委員との連携
- ②地域の各種団体等への支援

(5) 必要な情報が伝わる仕組みづくり

- ①わかりやすくアクセスしやすい情報提供

(6) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり

- ①相談窓口の周知
- ②包括的な（丸ごと）相談支援体制
- ③相談機関の充実

基本目標2 「支え合い」の仕組みをつくります

施策の方向（１）

『ボランティアを育成する仕組みづくり』

①ボランティア情報の提供	【取組の主体】
ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、町広報・ＨＰ・フェイスブック、「社協だより」など、さまざま媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

②ボランティアの育成	【取組の主体】
町民のボランティア活動への参加を促すため、誰もが気軽に参加できるよう、ボランティア講座の開催やボランティア活動の体験機会の創出について推進していきます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

③ボランティアセンターの機能充実	【取組の主体】
社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの更なる充実を図り、ボランティア活動を行いたい人と受けたい人のマッチングなどボランティアのコーディネート機能や、ボランティアの活動拠点、町民活動の相互交流や情報交換の拠点、相談窓口の拠点としての機能充実に支援します。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

④ボランティア団体への活動支援	【取組の主体】						
ボランティアセンターに登録されている「ボランティアグループあゆみ」への支援をはじめ、既存のボランティア団体や新たなボランティア団体設立支援、ボランティア団体等の更なる活性化について検討していきます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉協議会登録のボランティア団体数</td><td>1 団体</td></tr> <tr> <td>社会福祉協議会ボランティア登録者数</td><td>20名</td></tr> </tbody> </table>		平成29年度	社会福祉協議会登録のボランティア団体数	1 団体	社会福祉協議会ボランティア登録者数	20名	
	平成29年度						
社会福祉協議会登録のボランティア団体数	1 団体						
社会福祉協議会ボランティア登録者数	20名						

施策の方向（２）

『住民主体のサービスを育成する仕組みづくり』

①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営	【取組の主体】
社会福祉協議会へ、町委託事業である生活支援コーディネーターを配置し地域における困りごとや生活課題を受け止め、多様な主体による支援の組み合わせをコーディネートする役割を担います。 町は協議体を設置し、個別ケースから地域の福祉課題を抽出し、解決に向けた方策を検討します。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会
②町民ニーズの把握	【取組の主体】
地域の課題を共有する場の創出、ボランティア団体及び当事者団体との意見交換、町民へのアンケート等を行い、町民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会
③ニーズに応じたサービスの展開	【取組の主体】
福祉ニーズや課題に対応するため、町において事業化が必要なものについては分野別計画に反映します。また、住民主体のサービスがふさわしい課題については、生活支援コーディネーターが中心となって、町民、ボランティアなどに働きかけを行います。	・町 ・社会福祉協議会
④総合事業における住民主体の取組	【取組の主体】
介護保険の要支援者および基本チェックリスト該当者を対象とした生活支援サービスや介護予防サービスについて地域住民主体のサービスの創出について検討します。	・町（保健福祉課）
⑤有償ボランティアの推進	【取組の主体】
ボランティア活動には、ある程度の経費が必要であり、一定の継続性や責任感が求められます。ボランティア活動がより一層活性化され、また、これにより地域のつながりが深まるよう有償ボランティアなどの推進について検討していきます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

施策の方向（３）

『高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり』

①障がいのある人の働く場づくり	【取組の主体】				
誰もが地域を支える担い手であるという地域共生社会の理念に基づき、障がいのある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、企業や職親会、就労系障害福祉サービス事業所との連携を図り、障がいのある人の一般就労への理解を進めます。	・町（保健福祉課） ・障害福祉サービス事業者 ・職親会 ・ハローワーク ・企業				
<table border="1"> <tr> <td></td><td>平成29年度</td></tr> <tr> <td>就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数</td><td>1名</td></tr> </table>		平成29年度	就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数	1名	
	平成29年度				
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数	1名				

②障がい者就労施設等からの物品等の優先調達	【取組の主体】				
障害者優先調達推進法が施行され、新冠町においても平成29年4月より障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定し、役場が発注する物品及び役務の調達については、町内の就労施設等から優先的に調達するよう規定しました。 今後は、この調達推進方針を役場内で広く周知し、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し障害者雇用を支援していきます。	・町				
<table border="1"> <tr> <td></td><td>平成29年度</td></tr> <tr> <td>新冠町役場における物品及び役務の調達実績</td><td>1,087 千円</td></tr> </table>		平成29年度	新冠町役場における物品及び役務の調達実績	1,087 千円	
	平成29年度				
新冠町役場における物品及び役務の調達実績	1,087 千円				

③高齢者事業団の活動支援	【取組の主体】				
高齢者の能力や経験を生かし、高齢者の健康づくりや生きがい対策として運営している高齢者事業団への支援を通じ、高齢者の働く場の確保をはじめ、高齢者の社会的地位の向上及び福祉の増進を図っていきます。	・町（保健福祉課） ・高齢者事業団				
<table border="1"> <tr> <td></td><td>平成29年度</td></tr> <tr> <td>高齢者事業団会員数</td><td>31名</td></tr> </table>		平成29年度	高齢者事業団会員数	31名	
	平成29年度				
高齢者事業団会員数	31名				

④農福連携の推進	【取組の主体】
高齢化などにより担い手の減少が止まらず労働力不足が問題となっている農業と、生涯現役を目指す高齢者や障がい者をマッチングすることで、福祉分野においては「受け手側」であっても、農業分野においては「支え手側」になることができ、日々の生活における楽しみや生きがいを見いだすことにつながります。 農福連携の推進により福祉の「受け手側」と「支え手側」といった概念を乗り越え、誰もが地域において役割をもつ相互扶助の関係をつくっていきます。	・町 ・社会福祉法人 ・農業者

施策の方向（４）

『地域福祉推進団体を支える体制づくり』

①民生委員・児童委員との連携	【取組の主体】
民生委員児童委員は、町民の身近な相談相手として、また、具体的な援助者としてさまざまな活動を展開しており、地域の保健福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。今後も町民の立場に立った地域福祉の要として位置づけ連携を強化していきます。	・町（保健福祉課） （町民生活課） ・社会福祉協議会

②地域の各種団体等への支援	【取組の主体】
老人クラブ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、NPO法人等と情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団体等の活動支援を行います。 また、地域の理解や協力が必要な内容については、共通認識を持つことができるよう、自治会、ボランティア、関係機関等に情報を伝えています。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

施策の方向（５）

『必要な情報が伝わる仕組みづくり』

①わかりやすくアクセスしやすい情報提供	【取組の主体】
地域で安心して暮らしていくためには、必要な制度や福祉サービス、緊急連絡体制等の情報が、支援を必要とする人に行き渡ることが重要です。パソコン、スマートフォンなどの普及から、それらを利用した情報提供が多くされていますが、単身高齢者等、こうした機器を活用できない人もいます。情報提供に関する格差が生じないよう住民一人ひとりが、それぞれに合った方法で情報を得られるよう、あらゆる手段を活用した情報提供に努めます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

施策の方向（６）

『気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり』

①相談窓口の周知	【取組の主体】
高齢者、障がい者、子育て等についての相談窓口は、保健福祉課、子育て支援センター等の行政機関を始め、社会福祉法人や障害者相談員等においても相談対応しています。また、地域の身近な相談員である民生委員や社会福祉協議会が実施する心配ごと相談所でも気軽に相談できるほか、より専門性の高い相談については北海道の相談機関などがあります。これらの情報について、町広報、ガイドブック、HPなどで紹介を行うとともに関係団体、福祉関係者等を通して周知を図ります。	・町（保健福祉課） （町民生活課） ・教育委員会(管理課) ・社会福祉協議会

②包括的な（丸ごと）相談支援体制	【取組の主体】
少子高齢化や核家族化、また、社会経済情勢の変化による生活困窮者の増加、社会とのつながりを失った人の孤立、ひきこもり、虐待などが社会問題となっています。 また、介護と育児のダブルケアのように家族単位で複数分野の課題を抱えるといった状況など、福祉課題が複合化しています。 今後は高齢者、障がい者、児童等といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応するための包括的な相談支援体制の整備を進めていきます。	・町 ・社会福祉協議会

③相談機関の充実	【取組の主体】
イ 地域包括支援センターの充実 相談件数や困難事例が増加する中、適切なサービスにつなぐことができる専門職のスキルアップを進めるとともに、地域のケアマネージャーとの連携、地域ケア会議等を通じたネットワーク機能の充実を図ります。また、高齢者虐待防止ネットワーク事業を通じ高齢者虐待の早期発見に努めます。 ロ 障がい者相談窓口の充実 障がい者の福祉ニーズの把握や関係機関とのネットワーク構築のため自立支援協議会を活用すると共に、障害者相談支援事業の体制強化を図り、相談支援事業所のほか、障害者相談員、福祉係において、障がい者が気軽に相談できるよう相談機能の充実に努めます。 また、障害者虐待の早期発見のため障害者虐待防止センター機能を担うと共に権利擁護及び相談支援の機能充実のため基幹相談支援センターの設置について検討していきます。 ハ 子ども相談窓口の充実 保健福祉課、認定こども園ド・レ・ミ（子育て支援センター）新冠町子ども発達支援センターあおぞら、学校との連携を更に強化し、初期相談対応、必要な保育サービス、専門的な療育機関等への適切なつなぎを行います。 児童虐待の早期発見に努め、要保護児童対策協議会の充実を図り、関係機関との迅速かつ適切な連携に努めます。 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を確保する機能を持つ「子育て世代包括支援センター」の設置に努めます。	・町（保健福祉課） （町民生活課） ・教育委員会（管理課）

基本目標3 「安心」して暮らせるまちをつくります

(1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり

- ①地域包括ケアシステムの構築
- ②地域住民による見守り活動及び見守りネットワークの構築
- ③権利擁護の推進

(2) 福祉人材を育成する体制づくり

- ①社会福祉従事者の専門性の向上及び人材の確保

(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり

- ①生活困窮者の把握
- ②生活困窮者自立支援にかかわるネットワークの構築

(4) 災害時における支援体制づくり

- ①避難行動要支援者の把握
- ②避難行動要支援者の避難体制の確立
- ③福祉避難所の確保

基本目標3 「安心」して暮らせるまちをつくります

施策の方向（１）

『高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり』

①地域包括ケアシステムの構築	【取組の主体】													
介護を必要とする人、認知症の人、障がいのある人、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、日高中部広域連合と連携を図り、サービス基盤整備を促進するとともに、介護、医療、予防、生活支援、住まい等を一体化して提供する地域特性にあった地域包括ケアシステムの構築を進めます。 また、精神障がい者の地域移行を進めるため、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。	・町（保健福祉課） ・日高中部広域連合 ・社会福祉協議会													
②地域住民による見守り活動及び見守りネットワークの構築	【取組の主体】													
・高齢者や障がいのある人が、できる限り地域で自立し、安心して暮らせるよう、民生委員の訪問活動はもとより、「地域見守り見回り活動事業」、「小地域ネットワーク事業」など、地域住民の主体的な見守り活動を推進します。 ・ふれあい夕食事業や高齢者等買物支援事業（らくらくにいかっぷ）で実施する高齢者等の安否確認や日々訪問を主としている事業所等の協力を得て高齢者宅等の異常の発見と通報体制のネットワークを設け見守り体制の強化を図ります。 ・認知症の高齢者やその家族を理解し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での見守り体制構築のため、認知症サポーターの養成に取り組みます。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・ふれあい夕食委託事業者 ・らくらくにいかっぷ ・見守り隊員 ・見回り事業所 ・認知症サポーター													
<table><tr><td colspan="2"></td><td>平成29年度</td></tr><tr><td rowspan="2">地域見守り 見回り活動事業</td><td>見守り隊員数</td><td>93名</td></tr><tr><td>見回り事業所数</td><td>23事業所</td></tr><tr><td rowspan="2">認知症サポーター 養成研修</td><td>開催回数</td><td>11回</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>107名</td></tr></table>				平成29年度	地域見守り 見回り活動事業	見守り隊員数	93名	見回り事業所数	23事業所	認知症サポーター 養成研修	開催回数	11回	受講者数	107名
		平成29年度												
地域見守り 見回り活動事業	見守り隊員数	93名												
	見回り事業所数	23事業所												
認知症サポーター 養成研修	開催回数	11回												
	受講者数	107名												

③権利擁護の推進	【取組の主体】								
・認知症や障がいのため判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について周知を図るとともに、その支援を担う市民後見人の育成や社会福祉協議会が実施する法人後見の体制整備、また、制度利用のための支援を行います。 ・成年後見制度の更なる利用促進を図るため、成年後見制度利用促進法が施行されたことから、同法に基づく市町村計画の策定について検討していきます。 ・社会福祉協議会が実施する日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業についても、成年後見制度と併せて事業の周知及び体制整備を支援します。	・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度利用支援事業</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>法人後見受任件数</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業</td><td>2名</td></tr> </tbody> </table>		平成29年度	成年後見制度利用支援事業	0名	法人後見受任件数	0名	日常生活自立支援事業	2名	
	平成29年度								
成年後見制度利用支援事業	0名								
法人後見受任件数	0名								
日常生活自立支援事業	2名								

施策の方向（2）

『福祉人材を育成する体制づくり』

①社会福祉従事者の専門性の向上及び人材の確保	【取組の主体】								
近年、住民の福祉サービスに対する需要はますます増大し多様化しています。また、介護保険制度や障害者総合支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められており、さらに、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、福祉人材も不足していることから、福祉人材の確保と育成についての取組みを強化し、介護が必要となっても住み慣れた地域で住み続けられる体制の構築を図ります。	・町（保健福祉課） （総務課） ・社会福祉協議会								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員初任者研修助成事業</td><td>2名</td></tr> <tr> <td>介護職員実務者研修助成事業（H30年～）</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業</td><td>1名</td></tr> </tbody> </table>		平成29年度	介護職員初任者研修助成事業	2名	介護職員実務者研修助成事業（H30年～）	1名	医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業	1名	
	平成29年度								
介護職員初任者研修助成事業	2名								
介護職員実務者研修助成事業（H30年～）	1名								
医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業	1名								

施策の方向（３）

『生活に困窮している人を見守る体制づくり』

①生活困窮者の把握	【取組の主体】				
日高圏域においては、管内５つの障がい者相談支援事業所が日高コンソーシアムを設立し北海道より生活困窮者自立支援事業を受託しており、新冠町においては新冠ほくと園「相談室かける」が担当しています。 また、生活困窮世帯等の「子どもの学習支援事業」については、NPO法人ワーカーズコープが北海道より事業受託し日高管内を担当しています。 対象者の早期発見のため、町の関係課、福祉（保健福祉課、町民生活課、）教育（管理課）、税務（税務課）、住宅（建設水道課）において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用の勧奨や自立相談支援機関へ適切につなげるものとします。 平成３０年１０月１日の生活困窮者自立支援法改正により、福祉事務所を設置していない町村においても、道との連絡調整や同事業の利用勧奨を担う一次相談窓口の設置が可能となったことから、町における相談窓口の対応について検討していきます。	・北海道 ・新冠ほくと園 ・NPO法人 ワーカーズコープ ・町 ・社会福祉協議会				
<table border="1" data-bbox="113 1032 1102 1144"> <thead> <tr> <th></th><th>平成２９年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活困窮者自立支援事業相談者</td><td>１３名</td></tr> </tbody> </table>		平成２９年度	生活困窮者自立支援事業相談者	１３名	
	平成２９年度				
生活困窮者自立支援事業相談者	１３名				

②生活困窮者自立支援にかかるネットワークの構築	【取組の主体】								
生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用した協議の場を設けます。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期に把握し、チームづくりを一層進め、その活用を図ります。 また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努めます。 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度及び法外援護資金貸付事業との連携を図ります。	・北海道 ・新冠ほくと園 ・NPO法人 ワーカーズコープ ・町（町民生活課） （保健福祉課） ・社会福祉協議会								
<table border="1" data-bbox="113 1856 1102 2080"> <thead> <tr> <th></th><th>平成２９年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活福祉資金の貸付（新規）</td><td>０名</td></tr> <tr> <td>法外援護資金の貸付（新規）</td><td>７名</td></tr> <tr> <td>生活保護世帯数（実人員）</td><td>１２７世帯（１８６人）</td></tr> </tbody> </table>		平成２９年度	生活福祉資金の貸付（新規）	０名	法外援護資金の貸付（新規）	７名	生活保護世帯数（実人員）	１２７世帯（１８６人）	
	平成２９年度								
生活福祉資金の貸付（新規）	０名								
法外援護資金の貸付（新規）	７名								
生活保護世帯数（実人員）	１２７世帯（１８６人）								

施策の方向（４）

『災害時における支援体制づくり』

①避難行動要支援者の把握	【取組の主体】			
ひとり暮らしの高齢者や障がい者、乳幼児等が災害時に支援を受けられるよう、町は社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員等と協力し、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握及び名簿を作成し、避難支援等関係者と情報を共有します。	・町（総務課） （保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・自治会 ・民生委員・児童委員			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成２９年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者名簿登録者</td><td>１０３名</td></tr> </tbody> </table>			平成２９年度	避難行動要支援者名簿登録者
	平成２９年度			
避難行動要支援者名簿登録者	１０３名			

②避難行動要支援者の避難体制の確立	【取組の主体】					
町は避難行動要支援者に対する非難誘導の方法について、援助者など具体的に定めることとします。また、避難所や避難経路の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮するとともに、防災知識の普及・啓発に努めます。	・町（総務課） （保健福祉課）					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成２９年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災避難訓練の実施</td><td>１回</td></tr> <tr> <td>緊急通報システム設置台数</td><td>１２５台</td></tr> </tbody> </table>			平成２９年度	防災避難訓練の実施	１回	緊急通報システム設置台数
	平成２９年度					
防災避難訓練の実施	１回					
緊急通報システム設置台数	１２５台					

③福祉避難所の確保	【取組の主体】			
災害時に要介護者、障がい者などが安心して避難生活が送れるよう新冠町では、福祉避難所として「特別養護老人ホーム恵寿荘」、「特別養護老人ホームおうるの郷」２ヶ所を指定しています。福祉避難所としての機能充実のため必要な物品や設備の充実を図っていきます。	・町（総務課）			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成２９年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所指定数</td><td>２箇所</td></tr> </tbody> </table>			平成２９年度	福祉避難所指定数
	平成２９年度			
福祉避難所指定数	２箇所			

第5章 計画の推進に向けて

（１）協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、各種団体、社会福祉協議会をはじめとする事業者、行政の協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進するうえでの取組の主体について明記していますが、地域住民、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、推進していくことが必要です。

（２）社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。そのため、行政と協働して地域福祉計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

行政と社会福祉協議会とが連携しながら、本計画に基づく各事業を推進していく体制を実現します。

（３）計画の公表

町のホームページ等を通じて本計画を公表し、町全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

（４）計画の検証など

本計画を推進するため、定期的に「新冠町地域福祉計画策定推進委員会」を開催し、計画の実施状況について報告し、検証を行います。

状況の変化により、見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価を行い、今後の施策に生かすために、PDCAサイクルを確立していきます。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）
→Check（評価）→ Action（改善）を繰り返すことによる改善手法です

資料編

- 1 住民意識アンケート集計結果（P1～P15）
- 2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿（P16）
- 3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例（P17）

1 住民意識アンケート集計結果

(状況・分析・考察)

1 調査の目的

地域福祉計画（新冠町）・第5期地域福祉実践計画（新冠町社会福祉協議会）策定にあたり、地域住民の福祉に対するニーズや理解度、関心度、福祉観等を把握することによって、現在の社会福祉活動をより一層地域に根ざし、住民参加を考慮した地域福祉計画づくりが可能となると判断し、住民アンケート調査を実施することとした。

(1) 調査名 地域福祉計画策定のための住民アンケート

(2) 調査期間 平成30年8月8日（水）～8月31日（金）

・アンケート調査用紙の配布 8月8日（水）～8月15日（水）

・回収 8月31日（金）まで

・アンケート集計作業 9月20日（木）～10月15日（月）

・アンケートまとめ完了 10月30日（火）

(3) 調査対象者数 満16歳以上の新冠町に居住している500名

(4) 調査項目 28項目

(5) 回収数・率 239名 47.80%

問1 あなたの性別はどちらですか。（○は1つだけ）

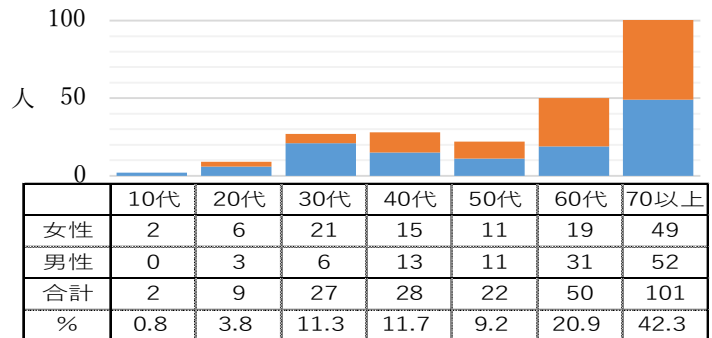
1 男性 2 女性

回答者の男女別は、ほぼ同数となっている。

問2 あなたの年齢は何歳ですか。（○は1つだけ）

1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上

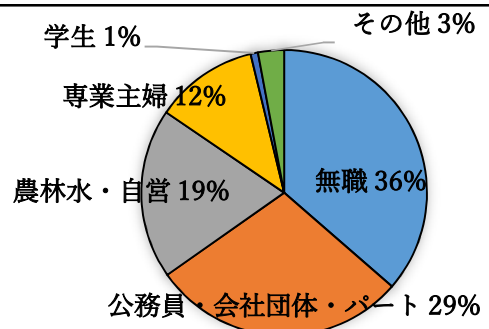
回答者年齢は、「70歳以上」が一番多く42.3%、次に「60歳代」で20.9%となっており、少ない年代は「20歳未満」「20歳代」となっている。



問3 なたのご職業は何ですか。（○は1つだけ）

1 農・林・水産業 2 自営業 3 公務員 4 会社員・団体職員
5 パート・アルバイト 6 専業主婦 7 学生 8 無職
9 その他

職業別では、「無職」が36%と一番多く、ついで公務員・会社団体・パート29%、農林水・自営19%、専業主婦12%となっている。



問4 あなたの住んでいる地区はどこですか。（○は1つだけ）

- 1 新冠市街地（本町・中央町・北星町・東町） 2 節婦町市街地
3 東・西泊津、高江、朝日、大富、万世、明和地区
4 緑丘、古岸、新栄、若園、泉、岩清水地区
5 大狩部、共栄、東川地区 6 美宇、太陽、新和、里平地区

居住地区別集計では、人口の多い「新冠市街地区」の回収数がやはり多い。西新冠沢の回収率が29%でやや少ない結果となった。

地 域	発送数	回収数	回収率
市街地・節婦	331	159	48%
新 冠 沢	106	62	59%
西 新 冠 沢	63	18	29%
合 計	500	239	48%

問5 あなたが、現在同居されている家族構成は次のどれですか。（○は1つだけ）

- 1 単身世帯（1人） 2 夫婦のみ（1世代世帯） 3 親と子（2世代世帯）
4 祖父母と親と子（3世代世帯） 5 その他

同居家族構成は、少子高齢化、核家族化の傾向により多い順で「夫婦のみ」37%、「親と子」33%、「単身」21%となっている。「3世代世帯」は5%程度と少ない。

問6 あなたは、新冠町に住んで何年になりますか。（○は1つだけ）

- 1 1年未満 2 1～10年未満 3 10～20年未満 4 20～30年未満
5 30年以上

居住年数は、前回調査（約68%）より若干減少したが「30年以上」が62%となっている。

問7 あなたのお住まいは次のどれですか。（○は1つだけ）

- 1 一戸建て持ち家 2 一戸建て借家 3 賃貸マンション・アパート
4 公営住宅 5 下宿・寮 6 その他

住居は、「一戸建て持ち家」約75%と多く、以下は右記のとおりとなった。

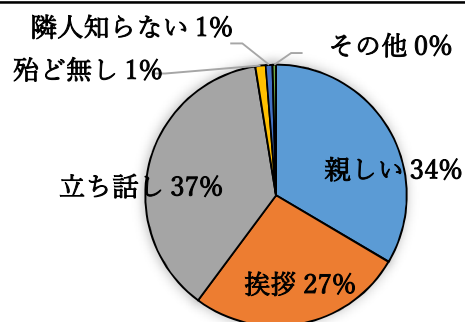
回答数	戸建持家	戸建借家	賃貸アパート	公営住宅	下宿寮
市街地・節婦	111	16	9	21	2
新 冠 沢	50	8	1	2	1
西 新 冠 沢	18				
合 計	179	24	10	23	3

問8 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。（○は1つだけ）

- 1 家を行き来するなど親しくつきあっている
2 あいさつをする程度 3 顔が会えば立ち話をする程度
4 ほとんどつきあいはない 5 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない
6 その他

近所づきあいは、都会と違い「親しくつきあっている」、「あいさつ」、「立ち話」という方が圧倒的に多いが、中には「ほとんどつきあいがいい」「住んでいる隣人が分からない」と答えた方が5名いた。

人数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
ほとんどない			1	1	1		
知らない						1	1



問9 あなたのお住いの地域で、“気になること（不安や不満）”はありますか。（○は1つだけ）

- 1 ない 2 ある（⇒問10にお進みください）

約29%（67名）の方が地域で気になること（不安や不満）が「ある」と答えている。

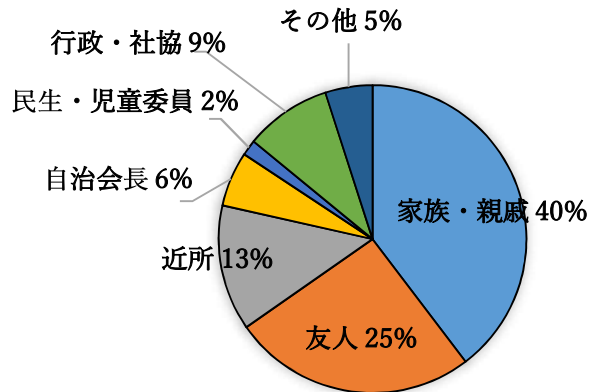
（問9で「2 ある」と答えた方におたずねします。）

問10 気になること（不安や不満）は、だれに相談しますか。（○は該当する番号すべて）

- 1 家族・親戚 2 友人 3 隣近所の人 4 自治会長
5 民生委員児童委員 6 行政・社協職員 7 その他

気になること（不安や不満）の相談先は、「家族・親戚」、「友人」が多く、全体の65%を占めている。

人数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
家族・親戚		1	6	8	6	10	17
友人		1	3	8	1	9	9
隣近所			2	3		5	6
自治会長					1	1	5
民生・児童委員							2
行政・社協				1	2	2	6
その他				1	4		1



災害時の対応についておたずねします。

問11 大雨、地震など災害が発生した時、あなたはどのように避難しますか。（○は1つだけ）

- 1 自分1人で避難できる 2 同居家族や近所の人などの介助があれば避難できる
3 避難できない（⇒その理由をお書きください： ）

天災等の災害時の避難については、約77%は一人で避難できるとしているが、避難時に介助が必要18%、出来ない5%となっており70代以上の7割を占めている。理由としては本人や家族が要介護者や身体障がいがある為が殆どであった。少数であるが避難より防災、減災の為の使命（消防団）との回答もあった。

	%	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
ひとりで避難	77	183	2	8	23	25	18	46	61
介助が必要	18	43			4	3	4	2	30
出来ない	5	11		1				2	8

問12 災害は発生した時、自力で避難できない方など手助けが必要な方に対する支援の取組みについて、あなたはどのように思いますか。（○は1つだけ）

- 1 自治会は自主防災組織など地域で取組んでいくことが望ましい
2 地域と行政が協力して取組んでいくことが望ましい
3 プライバシーの問題があるので、行政が中心となって取組んでいくことが望ましい
4 行政、民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会が連携を深め、支援していくことが望ましい
5 そうした取組は必要ない
6 その他
7 わからない

災害時要援護者の手助けの取り組み方法としては、個々の組織ではなく、自治会、行政、社協等が連携して支援に取り組んで行く意見が殆どであった。

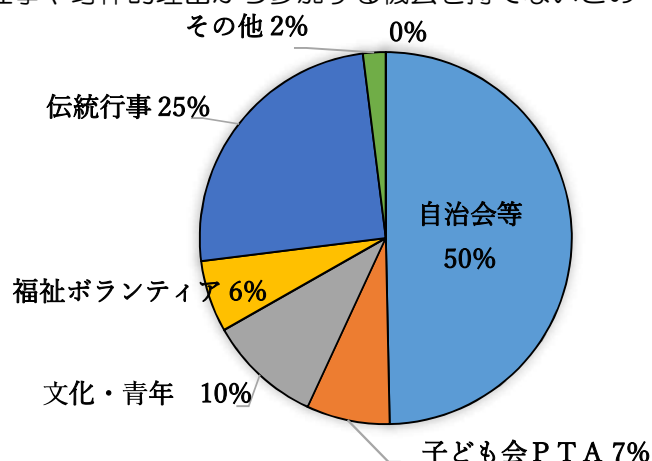
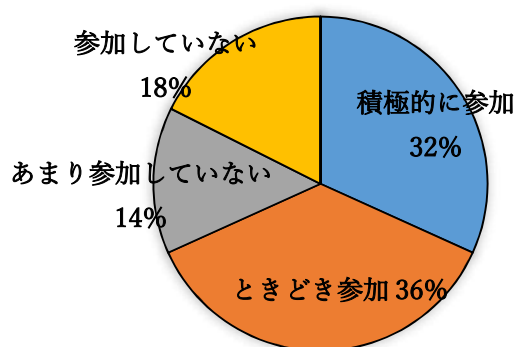
あなたの地域活動、地域福祉活動への参加についておたずねします。

※地域福祉：地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが、協力して取り組んでいくこと。

問 1 3 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。（○は1つだけ）

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 積極的に参加している | 2 ときどき参加している |
| 3 あまり参加していない | 4 参加していない（⇒問15にお進みください） |

地域の行事や活動への参加状況は、「参加している」（積極的、時々、あまり）が82%と前回（72%）より若干上昇した。一方「参加していない」は18%と前回（28%）より減少している結果となり、年齢層としては、10代～60代が23名、70代以上で18名となっている。理由としては「面倒」との意見もあるが、大半が必要性は感じているが、仕事や身体的理由から参加する機会を持てないとの回答が多かった。



問 1 4 あなたは、ふだん地域のどのような活動に参加していますか。（○は該当する番号すべて）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 自治会、老人会、婦人会活動 | 2 子ども会、PTAなどの活動 |
| 3 文化サークル活動、青年活動 | 4 福祉ボランティア活動 |
| 5 盆踊り、祭り、伝統行事、レクリエーション | 6 その他 |

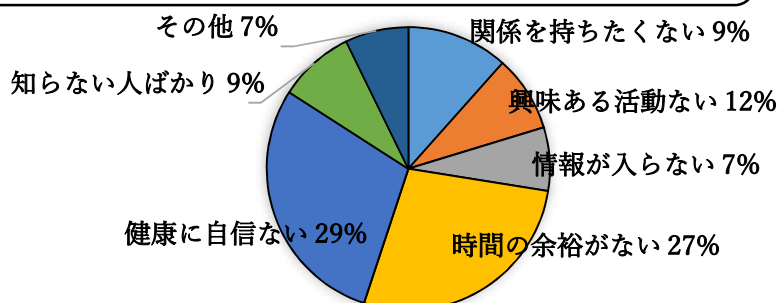
参加している行事活動としては、「自治会、老人会、婦人会活動」が活発なことから、「地域の伝統的な行事」への参加率が高く、次に家族構成年齢による「子ども会、PTA」と趣味的な活動「文化サークル、青年活動」となっている。

（問13で「4 参加していない」と答えた方におたずねします。）

問 1 5 参加していない理由は何ですか。（○は該当する番号すべて）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 興味のある活動や行事がないから | 2 人との関係を持ちたくないから |
| 3 情報が入らない（入りにくい） | 4 時間的余裕がないから |
| 5 健康に自信がないから | 6 知らない人ばかりで参加しにくい |
| 7 その他 | |

参加していない理由として、「健康に自信がない」が29%、「時間がない」が27%と多く、次いで「興味ある活動がない」12%となっており、その他の理由では「面倒と未記入」となっている。



問16 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。（○は1つだけ）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 参加している | （⇒問17にお進みください） |
| 2 以前に参加したことがある | （⇒問17にお進みください） |
| 3 参加したことがない | （⇒問18にお進みください） |

ボランティア活動の参加状況は、「参加している」25%、「以前に参加したことがある」22%と合わせて約47%がボランティア活動に参加しているとの結果となった。

（問16で「1 参加している」「2 以前参加したことがある」と答えた方におたずねします。）

問17 あなたは、どのようなボランティア活動をしていますか。（○は該当する番号すべて）

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 高齢者の援助 | 2 障がい者（児）の援助 |
| 3 子育ての支援や子どもの世話 | 4 自然や環境保護に関する活動 |
| 5 国際交流に関する活動 | 6 青少年の健全育成に関する活動 |
| 7 スポーツ・文化に関する活動 | 8 まちづくりに関する活動 |
| 9 自治会活動 | 10 その他（ ） |

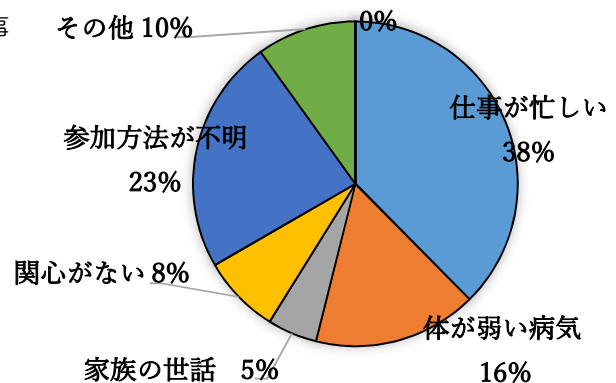
活動の内容は、「自治会活動」が34.98%で多く、ついで「高齢者の援助」12.32%、「青少年の健全育成に関する活動」10.34%の順となっている。

（問16で「3 参加していない」と答えた方におたずねします。）

問18 ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。（○は該当する番号すべて）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 仕事や家事で忙しいから | 2 体が弱い、病気がちであるから |
| 3 高齢者や病気の家族の世話をしているから | 4 興味や関心がないから |
| 5 活動の内容や参加の方法がわからないから | 6 その他（ ） |

活動に参加したことがない理由として、「仕事や家事が忙しい」が最も多く、ボランティア活動に対する気持ちはあるが、参加方法や生活状況（仕事、子育て、介護）、身体的理由（障がい、高齢）により参加できない状況となっている。



問19 あなたがボランティア活動に参加するうえで必要なことは何ですか。（○は3つまで）

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 活動に関する広報・情報提供 | 2 活動に関する窓口相談 |
| 3 ボランティア講習会や研修 | 4 表彰など社会的評価 |
| 5 友人や家族と参加できる活動 | 6 時間的に負担の少ない活動 |
| 7 体力的に負担の少ない活動 | 8 人間関係上の負担の少ない活動 |
| 9 少額でも報酬が支払われる活動 | 10 活動に応じたポイント制などの導入 |
| 11 活動資金や物品の補助 | 12 事故があったときの保証体制 |
| 13 活動場所の確保 | 14 特にない |
| 15 その他（ ） | |

活動に参加するうえで必要なことは、「広報等の情報」が約22%でトップとなっているが、負担の少ないものを期待する意見が続いた。（時間16%、体力14%、人間関係の負担8%）

新冠町の福祉について、あなたのお考えをおたずねします。

問20 あなたは、新冠町の福祉サービスや福祉施設などについて、どの程度知っていますか。

(○は1つだけ)

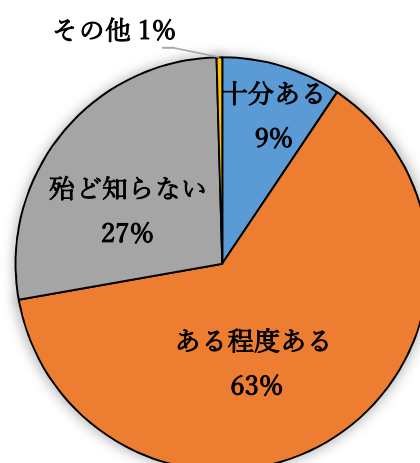
- 1 十分な情報と知識があると思う
- 2 十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う
- 3 ほとんど知らない
- 4 その他()

※ 福祉サービス：人々が等しく受けることのできる公的支援のこと。高齢者福祉、障がい者(児)福祉、児童福祉 等

新冠町の福祉サービスや福祉施設の認知度は、「十分」「ある程度」を合わせると約72%となっている一方、「ほとんど知らない」と答えた人が約27%いる。

傾向として、若年層に向かうほど低下傾向で、更に利用対象以外の方の関心が薄い傾向がみられる。

	%	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
十分ある	9.40	22			1			6	15
ある程度ある	62.82	147	1	4	13	13	10	34	72
殆ど知らない	27.35	64	1	4	13	15	11	8	12
その他	0.43	1						1	

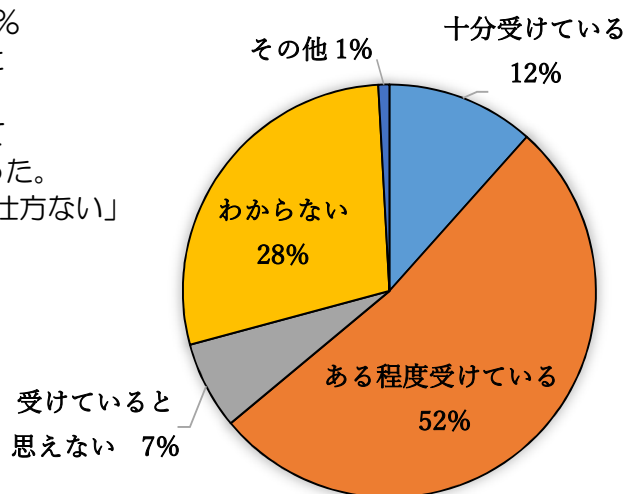


問21 あなたは、現在なんらかの日常生活における支援を必要としている市民が、十分な福祉サービスを受けているとお考えですか。(○は1つだけ)

- 1 十分な福祉サービスを受けていると思う
- 2 ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う
- 3 十分な福祉サービスを受けているとは思えない
- 4 わからない
- 5 その他()

サービスを受けているかは、「十分受けている」12%「ある程度満足できるサービスを受けている」52%と併せると過半数を超えている。

一方「十分ではない」と感じているのは7%となっており、更に「わからない」と回答した方は28%であった。その他として、「十分ではないが、地域性を理解すれば仕方ない」との回答があった。

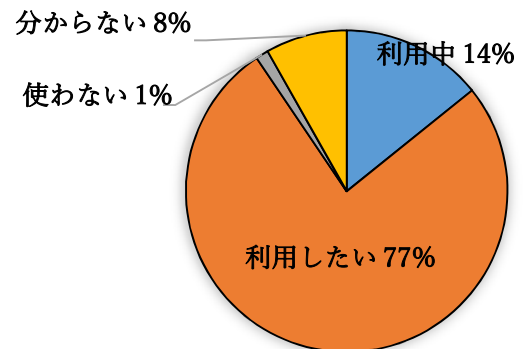


問22 あなたが、何らかの福祉サービスを利用できる対象となった場合、使えるなら使ってみたいと思いますか。（〇は1つだけ）

- 1 既に使っている（⇒問23にお進みください）
- 2 使ってみたい
- 3 使わない（⇒問24にお進みください）
- 4 わからない（⇒問24にお進みください）

福祉サービスを利用できる対象となった場合使ってみたいと思う方は、「使っている・使ってみたい」と答えた人と合わせて91%になった。「分からない」が8%と前回（13%）より減少した、対象となっていない場合の関心の薄さによる情報不足が要因と思われる。「使わない」との回答は1%（前回3%）であった。

（※ 分からない・使わない の理由は問24にて分析）



（問22で「1 既に使っている」と答えた方におたずねします。）

問23 使っているサービスで足りない部分がありますか。

- 1 ない
- 2 ある（ ）

使っているサービスで「足りない部分はあると」答えた方は2名いるが、何が足りないか、1名は無記入で1名は次のような内容である。「急な予約が取れない」70代女性

（問22で「3 使わない」「4 わからない」と答えた方におたずねします。）

問24 なぜ「つかわない」と思いましたか。また、「わからない」理由は何ですか。
自由にお書きください。

福祉サービスを「使わない」「わからない」理由を結果として下記のような分類にまとめた。

※自由記載は別紙一覧表を参照

- ① 情報不足、理解不足、説明不足により、判断できない状況。
- ② 生活状況が対象外の為、関心がないが、時期が来たら利用したい。

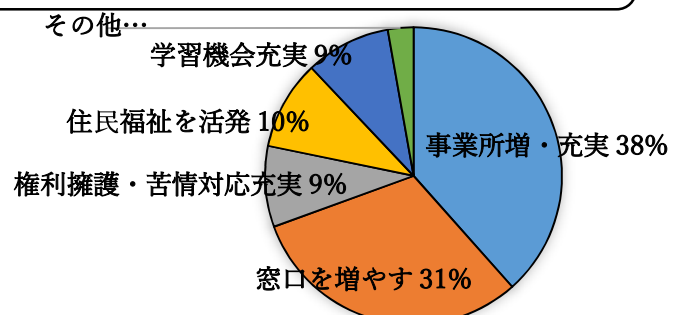
問25 あなたは、福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うものは次のどれですか。

（〇は1つだけ）

- 1 サービスを提供する事業所を増やしたり、設備を充実させる
- 2 サービスに関する情報提供窓口を増やす
- 3 サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取組みを充実させる
- 4 住民による福祉活動（ボランティア活動など）を活発にさせる
- 5 情報や知識を身に着けるための地域での学習機会を充実させる
- 6 その他（具体的に ）

福祉サービスを充実させるために何が必要と思うかは、事業所・設備・相談窓口を増やすことを望む声が一番多く全体の約7割となった。

その他では、感想、感謝もあるが、サービス情報のパンフレット等の提供を望む声が数件あった。



問26 あなたは、地域の活動でどのような手助けがあったら良いと思いますか。

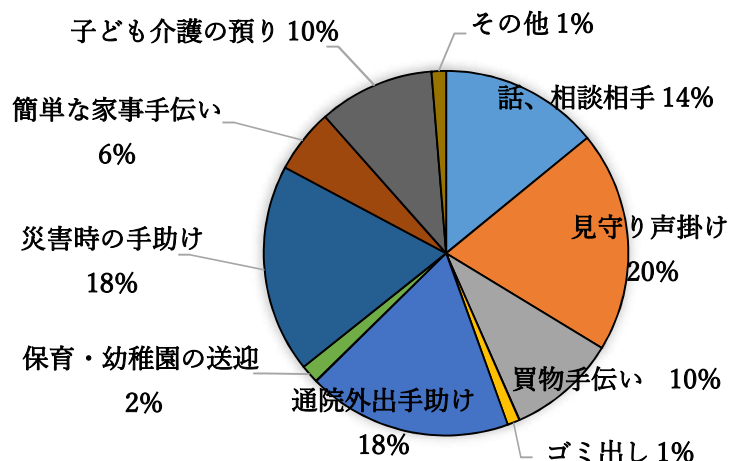
(〇は3つまで)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 話し相手や困ったときの相談相手 | 2 見守りや安否確認の声掛け |
| 3 買い物の手伝い | 4 ゴミ出し |
| 5 通院の送迎や外出の手助け | 6 保育所・幼稚園の送迎 |
| 7 災害時の手助け | 8 簡単な家事（食事作りや掃除、洗濯等）の手伝い |
| 9 子どもや介護を必要とする人の短時間の預かり | 10 その他（ ） |

必要とされる地域活動について。

回答が多い順に下記の結果となった。

- 見守りなどの声掛け (20%)
- 災害時の手助け (18%)
- 通院や外出の手助け (18%)
- 話し・相談相手 (14%)
- 子・介護の短時間預り (10%)
- 買い物の手伝い (10%)
- 簡単な家事手伝い (6%)
- 保育所・幼稚園の送迎 (2%)
- ゴミ出し (1%)

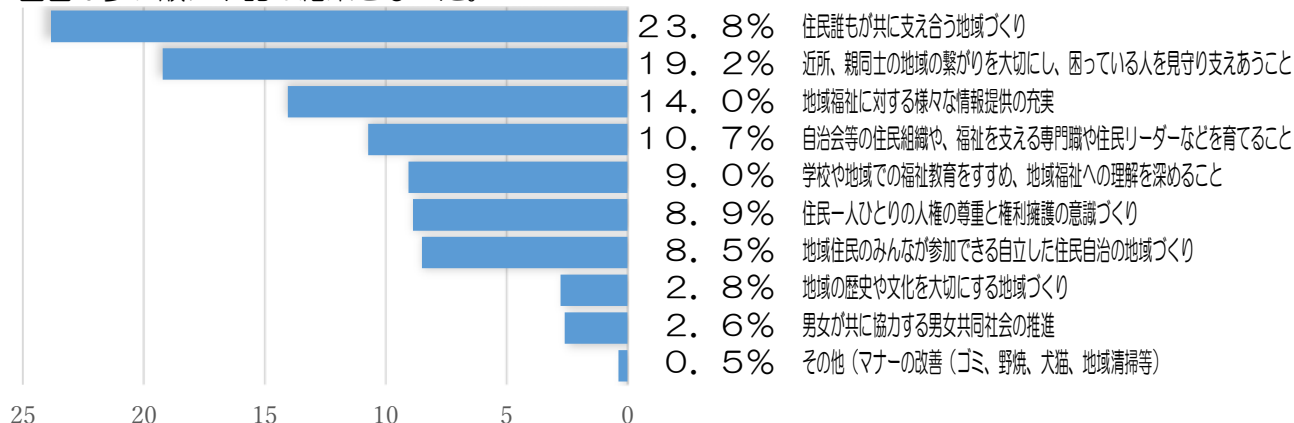


その他としては、除雪（除雪車後の路肩）、
受診サポート、例外時（体調不良）の保育所の送迎、
気軽に相談できる所、急な利用が可能な「子ども、介護等の短期預り」の意見もあった。

問27 みんなが助け合いながら安心して暮らすためには、今後どのようなことが重要だと考えますか。 (〇は3つまで)

- 1 住民一人ひとりの人権の尊重と権利擁護の意識づくり
- 2 地域住民の誰もが共に支え合う地域づくり
- 3 地域住民のみんなが参加できる自立した住民自治の地域づくり
- 4 男女が共に協力する男女共同社会の推進
- 5 地域の歴史や文化を大切にする地域づくり
- 6 自治会などの住民組織や、福祉を支える専門職や住民リーダーなどを育てること
- 7 近所同士や親同士の地域のつながりを大切にし、困っている人を見守り、支えあうこと
- 8 学校や地域での福祉教育をすすめ、地域福祉への理解を深めること
- 9 地域福祉に対する様々な情報提供の充実
- 10 その他（ ）

回答が多い順に下記の結果となった。



問28 今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、福祉サービスの在り方、地域福祉の進め方、保健福祉行政への提言や新たに実施してもらいたいサービスなど、日頃皆さんが考えていることなど自由にお書きください。
 （例）移送サービス、配食サービス、買物サービス。

- 1 （40代 男性 会社・団体職員）
 災害時の行動。人口減少の中での福祉活動。町の財政とのバランス。限界集落の在り方。高齢者の増加による町の在り方。町と人と土地の問題。
- 2 （30代 女性 会社・団体職員）
 （高齢者のために）
 新冠にも、デイサービスやケアハウスなど施設を増やしてほしい。介護保険を使って認定を受けて、老健施設や特養老人ホームに入るのに待たなきゃいけない。何年前から予約しなきゃいけないの？って声がある。難しいけど、体調崩して一人で暮らしていけなくなって、施設が全て満床の場合どうしたらいい？予約待ちの間、家族に負担がかかるだけ。家族も仕事があるし、ずっと看てるのは大変。施設待ちの間、訪問介護、訪問看護を頼まなきゃいけない。施設を見つけるのに紹介してくれるケアマネを見つけるのも、何も分からない家族だったら？64歳以上の高齢者宅に介護保険の仕組み、デイサービスや施設に行くまでの流れを書面にまとめて送付したら良いと思う。65歳以上の方が肺炎球菌ワクチンを5年毎に予防接種、分からない人が多いと思う。
- 3 （40代 男性 農林水産業）
 以前テレビ番組で、「たんぽぽ介護センター」という施設の特集を観ました。所在は愛知県一宮市です。高齢者の自立支援を重きにおいて運営していました。他には、石川県にある「シェア金沢」という施設というか街は、住まいや文化施設などが集まってできたもので、高齢者や障がい者、子供、学生など分け隔てなく、一緒に生活していました。どちらもとても興味深い内容でしたので、一度調べてみてはいかがでしょうか。
- 4 （60代 女性 専業主婦）
 車が運転できなくなった時に、病院に通う為の手段に不安を持っています。
- 5 （70歳以上 女性 無職）
 水害対策が心配です。今、いろいろな地域で水害が起きています。北星町に住んでいますが、高い所に避難といいますと、役場が高台、中学校、小学校などです。そこまで行けるのか心配しています。何か良い方法はないでしょうか。
- 6 （60代 男性 無職）
 自分が運転する車の利用が出来なくなった時のサービス（買い物・通院等）を考えてほしい。
- 7 （30代 男性 会社・団体職員）
 山間部の高齢者などのために移送サービスや買物サービスの充実。メロディー号もあるが、運行時間や路線がわかりにくく感じる。
- 8 （60代 男性 自営業）
 いろんなサービスも良いけれど、人の基は心だと思う。心を育てることを行政・社協の職員に考えて貰いたい。
- 9 （60代 男性 パート・アルバイト）
 地方にいる以上、車が欠かせないので、自由に乘れなくなった時が節目になると思う。その時は、移送や配食や買物サービス等、一気に必要になってしまおうと思います。町で生活すれば便利かもしれないけど、ストレスが多いので、田舎者には無理かなと考えています。人付き合いももちろん大切ですが、まず生活の手段が確保できての次の話だと思います。健康でちゃんと食べれる事が一番大事なことはないかな。
- 10 （20代 女性 専業主婦）
 スーパーやドラッグストア等があれば嬉しいです。
- 11 （70歳以上 女性 無職）
 老夫婦で暮らしております。現在、夫婦で車を運転しておりますけど、来年度には免許証を返す事を考えておりますので、福祉のサービスをお願いする事が多くなることと思いますのでサービスを受けることを希望します。今の所、自力で暮らしておりますけど…近所の方が若い夫婦なので、温かいお言葉を掛けて頂いて、楽しく暮らしながら

らお世話になっております。子供達が遠くで暮らしておりますので、間に合わないで… 遠い親戚より近くの他人を実感しております。今後お世話になる事が多々ある事なので、よろしくお願いします。

- 12 (70歳以上 女性 無職)
新冠橋の下のパークゴルフ場をもう一度作ってほしいです。温泉のゴルフ場は若い時は楽しかったが、80歳近くになると、ゴルフはやりたいんだけど上り坂が有って、ちょっと困難です。近くの方は徒歩か自転車で行けるので是非お願いします。
- 13 (70歳以上 女性 専業主婦)
買物サービス。やはり品物を見て買いたいですね。難しいかもしれないが、高齢になると出歩くのもままならなく成るので、テレビで観たのでは、何人かワゴン車に乗りスーパーまで連れて行ってもらいたいですね。(食物、着る物、履く物など)時間かかりますかね～。移送サービス？かな。いろいろ(チャンポンでね)やっぱり難しいでしょうね。福祉って幅広いしね。指導の方も人数限られていますしね。自分の思いだけで書きちゃいました。
- 14 (60代 女性 パート・アルバイト)
今はまだ良いのですが、きっと一人ではできない事がたくさんあると思います。今、母は車に足を上げるのが大変だと言います。だんだんとそうなるのでしょーね！私がいるので病院や買物も連れて行っていますが、弱っているのがわかるだけに切実だと思います。
- 15 (40代 女性 自営業)
新冠にはスーパーが無いので、静内までバスがあればいいな！
- 16 (70歳以上 女性 無職)
他人の介助、介護が必要となった時、安心して入所できる施設の充実。
老老介護等へのサポート体制の強化。新冠町立国保診療所との連携・協力。
- 17 (70歳以上 女性 専業主婦)
あいあい荘のような生活出来る場所がもっとあったら良いと思う。
- 18 (70歳以上 男性 無職)
① 一人暮らしの方に対するいろいろな情報提供(地震、水害時の避難の速やかな情報)。
② 一人暮らしの方の困り事の相談。
- 19 (60代 女性 専業主婦)
生鮮食品など自分の足、目で確かめられるお店などがあると、老いていく自分の力になると思います。(コンビニとは違うもの)
- 20 (70歳以上 男性 無職)
新冠には買物などができる店がないので、わざわざ新冠市街に出る事がない。
- 21 (60代 男性 会社・団体職員)
買物は近隣大型店による定期申込～配達サービスの向上を望みます。
- 22 (70歳以上 男性 会社・団体職員)
今後共、社会活動に協力を致したいと思います。
- 23 (60代 女性 パート・アルバイト)
今は自分で車の運転が出来ますが、いずれ免許を返納した時にいろいろなサービスを利用したいです。
- 24 (70歳以上 男性 無職)
すでに住居の掃除、配食サービスを受けているので満足しています。
- 25 (70歳代 男性 無職)
町内にいますが、バス停まで行くのも大変になってきているので、町内にもバスが回ってくるとありがたい。
- 26 (60代 男性 農林水産業)
住民がいつでも集まり話しや趣味等が出来る施設(運動も含め)

- 27 (40代 女性 会社・団体職員)
買い物の不便さは解消されると良いと思います。
- 28 (60代 男性 パート・アルバイト)
健康な老人が気軽に集う場所作り。週何回か送迎して貰えると良いと思う。
たとえば病院の待合所のような所で、そこへ行けば知っている誰かと会え、話しが出来る所。
- 29 (40代 女性 公務員)
・安心して子育て出来る環境について
子供の医療費や給食費の無料化は、住民にとってメリットも大きく、とてもありがたいものだと思います。さらに子育てのしやすい環境になるよう、ファミリーサポート事業や病児保育室が開設されれば、町外からの移住者も増加するのではないのでしょうか。
- 30 (70歳以上 女性 無職)
現在、ラクラクに頼み買物していますが、どんな物があるのか分からず、いつも同じ様な物の注文となっています。それに生ものなど食べたいと思う物もなく不自由しています。
交通も不便ですし、安くて買っても持って来ることが出来ませんので(重いので)子供に送ってもらうか、来る時に買って来てもらうかしています。
- 31 (30代 女性 専業主婦)
高齢者が町民に多い。
田舎なので買い物、食事の支度が難しいと思う。積極的に介入が必要と思う。
- 32 (60代 女性 無職)
新冠町在住の期間が短いので、住民ニーズがわからないところがある。
認知症の実態もよくわかりませんが、地域で認知症の予防や困っている人を支える取り組みが出来ると良いのではと考えています。移送サービス(巡回型のバス等)。配食の充実。子供や高齢者が食事できる場をつくる。買い物は不自由を感じている高齢者が多いと思われる。生協の移動販売のような形式が増えないかと思います。
- 33 (70歳以上 女性 専業主婦)
今の所は何とかしているけど、いずれ運転が出来なくなったら移送を多くしてほしいです。
- 34 (70歳以上 男性 無職)
町内に生鮮食品を扱う店が必要と感じる。自分で歩ける人で隣町までわざわざ行かなくてもよいような店(町内には一つあるが、物が少なく不便)が必要と思います。(福祉サービスとは関係ないかもしれませんが)
- 35 (70歳以上 男性 公務員)
効果の見えにくい分野である為、対象となる人以外はどのような取組みをして、どんな効果が出ているか、分かっていないのが現状だと思います。
ここの町は、福祉が充実していると謳って移住を促進したとして、それに係るハード面、新たなコミュニケーション、人間関係の構築も負担が大きくなるのではという心配もできます。
限られた予算と人材の中で、小さい規模だからこそ行政への依存は大きく、近い存在だからこそ依頼内容も多岐に亘り、行政の対応も線引きが難しく、疲弊していく流れが見える中で、やはりキーとなるのは元気な町民、理解がありフットワークの軽い町民とのネットワークではないかと感じます。
縦割り行政の壁を行政の中で改善することができ、職員の福祉の知識を向上させることで、多分野の事業や各々の仕事の中でも、福祉に結びつく新たな事業が生まれると思いますし、各々の人のつながりから、町民の意識も変わるのではないかと、また、新たな人材の発掘にもつながることを期待しています。そこから、効果的で維持可能なサービスが生まれるとも思います。
- 36 (60代 女性 パート・アルバイト)
今、現在は誰の介護も必要なく生活出来ているが、今後誰かの介助が必要になった時、移送サービス、買物サービスが簡単に利用できると便利だと思います。又、体調が悪い人、高齢者の庭の整備等を地域の人達で助け合うことも福祉サービスとして必要なことだと思います。
- 37 (70歳以上 男性 無職)
福祉サービスは年々充実の方向にあるが、地域によっては配送、買物サービスの充実を望まれる。また、一人暮らしの方々への見守り体制の充実(自治会での取組み、新聞、郵便等配達員による協力等々)

- 38 (30代 男性 農林水産業)
現状、買い物は隣町に行かないといけなくて、気軽に買い物が行けるよう町にスーパーがほしいです。
- 39 (70歳以上 女性 無職)
後期高齢者になって、日々老化を意識しています。何もしないで老化にまかせることなく、現代は老化予防の情報があふれています。毎日、体操をすること、頭の老化予防、食事に対する配慮など心掛けていて、できるだけ長く自立して暮らしていけるよう願っています。
- 40 (50代 女性 会社・団体職員)
災害時の緊急道路をもうけてほしいと思います。津波の避難時、近くの高齢者を避難させるのですが、一人で歩いて行ける人が少なく、車で二度、三度に分けて避難させます。ですが、港の前の道路を通らないといけなく、本当の津波が来た時は、「私も死ぬかも」と思いながら車に乗せ避難させます。
- 41 (40代 女性 会社・団体職員)
今現在、車を使って行動しているが、運転ができなくなった際に買い物や病院へ行く事などが困難となる。その際に、やはり必要なのはバス等の交通手段であろうと思う。もう少し充実しているとありがたい。
- 42 (60代 女性 専業主婦)
ややこしい文書での情報では、よくわからない事が多くて諦めてしまう。近所の老人達に言ってわかってもらえる程度の言葉を使ってください。
- 43 (30代 女性 公務員)
除雪サービス、除草サービス
- 44 (50代 女性 農林水産業)
家族と暮らしている認知症の方、老人の方も孤独な方はたくさんいると思います。(若い人達は忙しいからかまっていられない)。そして家族も、もっとやさしく接してあげたい。でも毎日の事で(仕事もあるし)クタクタと申し訳ない気持ちもあると思う。
2ヶ月に1度、老人の修学旅行・見学旅行、お泊まり会等、家族も本人も距離をおいたら、またリフレッシュして良い関係が築けるかも(1泊が望ましい)。
それを手助けするのが時間のある元気な年配の方。歳も近い事もあっていろいろ理解できる事もあると思うし、人の役に立っているという自信にもなる。
特別な食事もない。みんなでおしるこを作ったり、自家製の漬物を食べたり、お手玉で遊んだり、帰りにかんたんな引算の宿題を出したり…。
移送サービスも配食サービスも買物サービスも、とてもありがたい。大事なのは人とつながっていると感じられる事。それも、サービスする方もされる方もお互いに努力が大事。
サービスされる方も、わがまま言わず素直にしてくれたら、感謝してくれたら、サービスする方も報われる。
まずは認知にならないよう、引きこもりにならないよう、自分の事は自分で(大人なんだから)きたえる事が大事。
- 45 (60代 男性 農林水産業)
動機付けと資金のバックアップに尽きると感じる。具体策は、それを礎とした後に論じられる様になると思う。
性善説の継続は、それなしには無理。それを絶やさないためにも、行政の働き掛けと助成が必須。個人を超越した役割に期待します。
- 46 (30代 女性 専業主婦)
買い物サービスをしていたA-COOPが無くなってしまったので、宅配してもらっていた方々は大変だと思います。難しい事ではあると思いますが、これから年配の方々が增える世代になり、これまで以上に宅配サービス等が必要になると思います。
- 47 (60代 男性 パート・アルバイト)
自主自立を選択した町なので、日常生活に必要な行政、民間のサービス提供の充実が必要と考えます。(道の駅にコンビニはいらない。スーパーマーケット、ドラッグストア等、物産店を充実させ、ゆりかごから墓場まで、俺らが町で完結できる仕組)
- 48 (50代 女性 パート・アルバイト)
急に介護タクシーを利用する時があると思います。でも、数日前から予約しないと利用できないと云うのはどうでしょう。前の日に急用が出来ることもあると思います。誰もが平らな所に住んでいる訳ではありません。坂の上に住んでいる場合もあります。バス停まで何度も休んでいるのを見ました。新冠の福祉にはあまり期待しません。

- 49 (60代 女性 専業主婦)
私は移送サービスを利用しています。ありがとうございます。
- 50 (30代 女性 パート・アルバイト)
配食サービスは出産後、使えたらいいなと思ったことがあります。上の子もいるので、お金はかかっても使いたかったなと思います。いつも保健師さんなどにお世話になっています。これからもよろしくお願いします。
- 51 (50代 女性 専業主婦)
移住して10年が過ぎたが、この地区は通院するための交通手段がない。国道まで歩いて行くには、雪が積もっても歩道は除雪されず、高校生の通学も大変だと思う。バス停まで20～30分かかる。ケガをした時は運転できないので、タクシーで片道2千円の出費をした。今、夫婦で話していることは、免許証を返納することになれば、この土地からはなれ、都会へ出ようと話しもしている。年齢に関係なく、通院できる移送サービスを考えてほしい。福祉サービス、行政サービスについて、何歳になったらどのサービスが受けられるのか、一覧の表にしてほしい。災害の時の避難所が明確でない。
- 52 (40代 女性 専業主婦)
昨年の話ですが、妊娠中の通院補助の制度があることを知らず、初期の検査費用等、実費で支払いました。新冠町は産婦人科がないので、そういった援助に関しては充実しているほうだと思いますが、せっかく良い制度があっても知らなかったら利用できないので、もっと誰もが知っている状態が望ましいと思います。
- 53 (30代 女性 専業主婦)
町内にスーパーやドラッグストアが無いことがとても不便。買物送迎バスがあると良い。
- 54 (20代 女性 専業主婦)
これは多分福祉ではないと思いますが、日用品や食品を買いに行けるスーパーとその間に走るバス等が欲しいです。私は車がなく、新冠町内にベビーカーを押して歩けるくらいの距離、せめてレ・コード館あたりにあれば静内まで行かなくて済むので…。もし可能であれば、新冠温泉のどこか一角に図書室があると嬉しいです。西泊津に住んでいて7ヶ月になる子をベビーカー押してレ・コード館まで遠すぎます。それか、町内バスとかあれば利用したいです。
- 55 (70歳以上 男性 自営)
以前に国保病院の前で(ものすごい雨降りでした)、治療が終わってバスに乗る高齢者男性の足が不自由で杖をついていました。大雨で風も吹いていたので、なかなかバスに乗れないでいるのに、運転手さんも係の女の人も何も手伝わずに見ていました。運転手は座席に座ったままでした。随分冷たい人達だなと残念な気持ちで見えていました。将来、親が、自分たちがお世話になる時は、何も言えずに従わなければならないのかと思いました。配食サービスについては、とても便利で良いと思います。
- 56 (20代 女性 公務員)
高齢者の運転の事故が増えているので、買い物サービスがもっと充実すると良いと思う。
- 57 (30代 女性 専業主婦)
福祉サービスについて、広報に入っている見えない人も多いと思うので、病院での配布や後期高齢者の手続き時に配布するなど、もう少し目につくようにしては？
- 58 (70歳以上 女性 無職)
お願いします。何年も待っている事ですが、いつになったら自由に自分の目で見て楽しく好物の品物が買う事のできる店が本当に約束していただけるのでしょうか。自分が歩いて持てて買い物の出来る時が生きる内に出来る日が本当にくるのでしょうか…。病院や医療も大切ですが、日々の食料も生きてる人間に大切なもの。買物する喜びも老人に大切です。どうぞ、この約束は一日も早く、生きてるうちに買物する楽しみもできる日を待ってます。品物が揃う、自由に買う楽しみを…。食べる事は、人間を元気に明るくします。どうぞ考えて見て下さい。もう先はないのですよ…。
- 59 (70歳以上 女性 無職)
買い物のバスが出来ると良い。町営のストアが出来ると良い。
- 60 (70歳以上 男性 自営)
配食サービスの充実

61 (60代 女性 専業主婦)
高齢者の安否確認サービス

62 (40代 女性 自営業)
(高齢者)

老人は不平不満が多いといいますが、感謝の気持ちを口にするよりも文句を口にする人が圧倒的に多いように感じます。特に男性に多いかもしれません。気難しい方が多い？

私はまだ40代なので手助けする側だと思うのですが、良かれと思ってお手伝いしようと思っても意地を張って拒否されることもあります。そういう場合はどうしたら良いのかわかりません。

不満を口にされるとサービスする気持ちになれません。少し意識改革が必要だと思いますが、年齢的に変わることが難しいのかも知れません(高齢者側の)。

また、難しいかも知れませんが、山間部に住んでいる住民は、買い物が困難になります。車の運転も億劫になってきますので、移動販売車が周ってくると有難いと思います。

63 (30代 女性 専業主婦)

0歳の乳児がいますが、自分が急遽歯医者を受診することになった時に困りました。連れて行っても治療中などはどうしたら良いのか、土足厳禁だと抱っこしかないのかなど、いろいろ考えました。(その時は、結局ベビーカーの車輪を拭いて持っていきました。治療中は医院の方が見てくれました。)

歯科に限らずですが、小さな子どものいる親が病院に掛かるのは簡単じゃないと思いました。がん検診のように、小さな子どものいる家庭向けの集団検診があれば良いのにと思いました。ある程度、有料でも参加したい。(急に痛くなる方が困ります)

64 (70歳以上 女性 無職)

日々いろいろな、例えばこのようなアンケート、また申請などの作業が必要な事がありますが、高齢の方は、自分自身で処理するのが難しいことが多々あるのではないのでしょうか。このアンケートも、まず一人では理解に難しく、家族の者が代筆しました。

一人暮らしの人も増えていく中、様々な手続きなどで困る人もいられると思います。スムーズに進められるよう、手助けする事など方法を考えられてはいかがでしょうか。

65 (70歳以上 女性 無職)

移送サービス…特検で再検査の場合、札幌の病院等遠くへ行かなければならない時の送迎をお願いしたいと思います。近くにストア等無いため、ほしい物を買いたい時の買物バスを送迎していただきたいと思います。1週間に1度程度(静内方面)

(再記) (問22で「3 使わない」「4 わからない」と答えた方におたずねします。)

問24 なぜ「つかわない」と思いましたか。また、「わからない」理由は何ですか。
自由にお書きください。

- 1 (30代 女性 会社・団体職員)
新冠の福祉サービスは、情報不足で分からない。
- 2 (70歳以上 女性 無職)
夫は福祉で利用させて頂いています。私はこれから歳を老いていくので、お世話になると思いますのでお願いする事になります。
- 3 (40代 女性 パート・アルバイト)
どんな福祉サービスがあるのか、また、どうしたら利用できるのかわからない。ので、使ってみたいのかもわからない。
- 4 (40代 女性 自営業)
何があるのか知らないの。
- 5 (70歳以上 男性 無職)
内容が分からない。
- 6 (30代 女性 会社・団体職員)
利用したいと思うサービスにあてはまる物が資源としてあるのか分からない。
- 7 (60代 男性 農林水産業)
自分で現在すべてを賄えているので、特にサービスを必要としていない。
- 8 (60代 男性 パート・アルバイト)
その状況にならないと、自分がどう判断するか分からないから。
- 9 (30代 男性 公務員)
意識が低いと言われればそれで片付いてしまうが、身内に対象となる人間がいない為、知識も認識も薄いことが原因。様々な周知活動も行っていると思うが、上記の人間が多く効果は薄いのではないのでしょうか。数字や町民全体に効果が見えにくい分野ですが、今後の人口推移や高齢化の流れで重要になるのは目に見えているので、子ども達への教育、青年への周知等の工夫が必要ではないのでしょうか。
- 10 (30代 男性 農林水産業)
どのように使えるか、まずは見極める必要があるから。
- 11 (70歳以上 女性 無職)
現在は、自分のことはできているので、他人のお世話にはなっていないが、これから歳を重ねて将来のことはどうなるか予測ができない。
- 12 (70歳以上 男性 パート・アルバイト)
町の公報で福祉サービスを行った事を、その都度報告してほしい。
- 13 (70歳以上 男性 自営業)
スーパーがあれば便利です。
- 14 (60代 男性 会社・団体職員)
福祉サービスを利用できる状況にならないと考えると考えたくない。

2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿

任期：平成30年6月25日～平成33年3月31日

区 分	所 属	氏 名
医療・保健	静内保健所 企画総務課長	垣谷 素代
	新冠町立国民健康保険診療所 看護師長	富永 圭子
福祉関係者	社会福祉法人ふくろう会 特別養護老人ホームおうるの郷 施設長	鬼海 将芳
	社会福祉法人新冠ほくと園 新冠町子ども発達支援センターあおぞら センター長	林 英二
	社会福祉法人新冠ほくと園 サポートセンターえましあ センター長	成田 英司
各種団体の 代表者等	新冠町老人クラブ連合会 会長	中村 克夫
	新冠町身体障害者福祉協会 会長	長谷川 照男
	新冠町民生委員児童委員協議会 会長	村上 美知子
	・ボランティアグループあゆみ 代 表 ・NPO 法人みんなの家ひだまり 理事長	杉田 友子
	自治会代表	今村 裕
学識経験者	新冠町社会福祉協議会 理事	浅野 文男

(敬称略)

◎委員長・・・鬼海 将芳

○副委員長・・・村上 美知子

3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例

(設置)

第1条 新冠町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定、進行管理及び見直しに関する事項を協議するため、新冠町地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の実施について重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者等（前号に掲げるものを除く。）
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は別表のとおりとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新冠町民憲章　：　昭和51年9月28日制定

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向って躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

1. いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
1. いつも、明るくあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
1. いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
1. いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
1. いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

第1期 新冠町地域福祉計画

発　行　：平成31年3月

編　集　：新冠町 保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係
新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL　0146-47-2113（直通）

FAX　0146-47-2496

e-mail:chouminfukushi@niikappu.jp